

春日都市就学援助実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に規定する学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童生徒」という。）又は経済的理由のため就学が困難と認められる就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、公立の小学校、中学校又は義務教育学校（以下「学校」という。）に就学させるべきものをいう。以下「就学予定者」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者その他市長が適当と認めた者をいう。以下同じ。）に対して必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことによって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 就学援助事業の事業主体は、春日都市とする。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 市内に住民登録があり、市内の学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（同法第13条に規定する教育扶助受給者に限る。以下「要保護者」という。）であるもの
 - (2) 市内に住民登録があり、市内の学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）で別表のいずれかに該当するもの
 - (3) 市外からの転入後も他市区町村の許可基準により、児童生徒が引き続き市外の学校に通学する場合において、市内に住民登録があり、当該児童生徒の保護者で、かつ、要保護者又は準要保護者に該当するもの
 - (4) 春日都市教育委員会の定める就学校変更許可基準により、市外転居後に児童生徒が引き続き市内の学校に通学する場合又は家庭の事情による場合において、市外に住民登録があるが、当該児童生徒の保護者で、かつ、要保護者又は準要保護者に該当するもの
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に類すると認めた者を対象者とすることができる。

(就学援助の額)

第4条 就学援助の額は、次の表に掲げる援助対象経費（以下「援助費」という。）とし、

かつ、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

対象者	援助対象経費
要保護者	修学旅行費 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に規定する疾病の治療に要した医療に限る。以下同じ。）
準要保護者	学用品費 通学用品費（新入学児童生徒学用品費等受給者を除く。） 校外活動費 新入学児童生徒学用品費等 修学旅行費 学校給食費 医療費

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第3号及び第4号に規定する対象者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める援助費を支給する。

(1) 前条第1項第3号に規定する者 学校設置側の市区町村が支給しない全部又は一部の援助費

(2) 前条第1項第4号に規定する者 住民登録地の市区町村が支給しない全部又は一部の援助費

3 前項各号に掲げる援助費については、前項第1号に規定する者にあっては学校設置側の市区町村と、同項第2号に規定する者にあっては住民登録地の市区町村と協議のうえ調整を行うものとする。

(支給申請)

第5条 援助費（新入学児童生徒学用品費等を除く。次条第4項において同じ。）の支給を希望する保護者は、就学援助支給申請書（兼口座振込依頼書）（様式第1号。以下「就学援助申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市内の公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）就学予定者の保護者が、就学させる年度の前年度に援助費のうち新入学児童生徒学用品費等の支給を希望する場合は、新入学児童生徒学用品費等支給申請書（兼口座振込依頼書）（様式第2号。以下「新入学学用品費等申請書」という。）を春日部市教育委員会が定める日までに提出するものとする。

(支給認定等)

第6条 市長は、就学援助申請書又は新入学学用品費等申請書を受理したときは、速やかに申請者等の状況を調査し、支給の認否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支給の認定をしたときは、就学援助認定結果通知書（様式第3号）又は新入学児童生徒学用品費等認定結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により不支給の認定をしたときは、就学援助否認定通知書（様式第5号）又は新入学児童生徒学用品費等否認定通知書（様式第6号）により申請者に通知

するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により援助費について支給の認否を決定したときは、その結果を当該申請に係る児童生徒の在籍する学校の校長に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による調査において、申請者等の所得が不明であることにより、支給の認否を決定することができないときは、就学援助所得不明通知書（様式第7号）又は新入学児童生徒学用品費等所得不明通知書（様式第8号）により通知するものとする。
(支給方法及び委任)

第7条 援助費の支給は、前条第2項の規定により援助費の支給の認定を受けた者（以下「受給者」という。）の指定する金融機関の預金口座への振込みによるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給者が援助費（新入学児童生徒学用品費等及び学校給食費を除く。）の受領に関する権限を当該受給に係る児童生徒の在籍する学校の校長に委任したときは、当該校長の指定する金融機関の預金口座に振り込むことができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、受給者は、援助費（学校給食費に限る。）の受領を、市長に委任するものとする。

(状況変更の届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助状況変更届（様式第9号）により遅滞なく市長へ届け出なければならない。

- (1) 生活保護の開始、廃止又は停止を受けたとき。
- (2) 受給者及び児童生徒の住所又は氏名に変更があったとき。
- (3) その他就学援助申請書又は新入学学用品費等申請書の記載事項に変更があったとき。

(支給の一時停止)

第9条 市長は、受給者が学校へ納付すべき徴収金（教材費、校外活動費その他の学校教育活動に要する経費であって、学校において直接保護者から徴収する経費をいう。）に未納があった場合には、援助費の支給を停止することができる。

(支給認定の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、援助費の支給の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 受給者から辞退の申出があったとき。
- (3) 不正な手段又は虚偽の申請により、援助費の支給を受けたとき。
- (4) 援助費を他の用途に流用したことが判明したとき。

(援助費の返還)

第11条 前条の規定により、援助費の受給の認定の取消しにより、既に支給された援助費に返還すべき額が生じるときは、就学援助費返還命令通知書（様式第10号）により援助費を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

(春日部市就学援助実施要綱の廃止)

2 春日部市就学援助実施要綱（令和3年9月15日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の援助費の支給に係る申請について適用し、令和4年度分までの援助費の支給に係る申請については、なお従前の例による。

4 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手續その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

(1) 第5条の規定による申請の日において、次のいずれかの措置を受けている者
① 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付
② 地方税法（昭和25年法律第226号）第323条に規定する市民税の減免
③ 地方税法第72条の62に規定する個人の事業税の減免
④ 地方税法第367条に規定する固定資産税の減免
⑤ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に規定する国民年金の掛金の減免
⑥ 地方税法第717条に規定する国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
⑦ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に規定する児童扶養手当の支給
⑧ 生活福祉資金の貸付（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）に基づき、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付
(2) 学校長の意見により援助が必要であると認められる者
(3) 前年分の総所得金額（※1）が、生活保護基準額（年額）（※2）の1.3倍未満の世帯
※1 総所得金額の算出にあたり、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者は、総所得金額から10万円を控除した額とする。
※2 平成25年4月1日現在の生活保護基準額とする。